

審査基準表

(令和7年度特定医療費(指定難病)支給認定事務等に係る労働者派遣業務)

審査項目		審査内容	配点
項目 1	提案内容	派遣期間に所要人員を派遣できる体制を整えているか。	20 (最高5×4)
項目 2		業務に必要なスキルを備えた派遣労働者を安定して派遣することができるか。	15 (最高5×3)
項目 3		派遣労働者の選考及び配置基準は、業務遂行に当たり適切なものか。	10 (最高5×2)
項目 4		派遣労働者に対する研修及び派遣期間中の随時かつ適切なサポートができる体制を整えているか。	15 (最高5×3)
項目 5		個人情報の適切な取扱いのための体制を整えているか。	10 (最高5×2)
項目 6	業務実施体制	業務を確実に遂行することが可能な体制を整えているか。派遣労働者の適切な勤怠管理体制を整えているか。	15 (最高5×3)
項目 7	経済性・計画性	見積金額や業務スケジュールは妥当なものであるか。	5 (最高5×1)
		提案価格に優位性はあるか(1-提案金額/契約上限額)×配点。※小数点以下切り捨て	5 (最高5×1)
項目 8	その他	過去に本業務と同等程度の業務実績があるか。	5 (最高5×1)
合 計			100

基準点	内容
5	標準より非常に優れた提案
4	標準より優れた提案
3	標準的な提案
2	標準よりやや劣る提案
1	標準より非常に劣る提案

【審査方法】

- 委員は、各審査項目について審査を行い、5段階評価で採点する。
- 全ての委員の点数を集計し、合計得点が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
点数が同点の場合は、以下の順とする。
 - (1) 最高得点(同点を含む)の採点をした委員数が多い者。
 - (2) 点数で単独最高得点の採点をした委員数が多い者。
- 委員の合計点数が最低基準点である 300 点(満点 500 点×6 割)以上となった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 300 点(満点 500 点×6 割)以上となったとき、その参加者を受託候補者として決定する。